

令和2年度多自然川づくり近畿地方ブロック会議(R2.10.30)

滋賀県における 公募型伐採の試行について



滋賀県 流域政策局 河川・港湾室
山中 大輔

発表概要

河川の維持管理で行っている樹木伐採について、伐採費や処分費に相当の費用を要することが課題となっている。

そこで、コスト縮減および木材資源の有効活用を図るため、滋賀県で管理している一級河川における初めての取組として、令和元年度に公募型伐採の試行を行ったので、その結果を報告する。



1. はじめに

2. 令和元年度の実施について

- a) 対象河川の選定
- b) 募集要領
- c) 現地整備
- d) 公募結果
- e) 採取・アンケートの結果

3. まとめ

1.はじめに

【背景】

河道内に繁茂する樹木が、洪水時の流下阻害など河川管理上の支障

➡ 維持管理として、河川管理者による河道内樹木の伐採を実施



【課題】

- ・樹木伐採において処分費が高額など、費用の課題
- ・伐採した竹木を受け入れる処分場の制約
- ・官民連携(民間活力の利用)および木材資源の有効活用を推進



【対応策】

公募型伐採の試行

※滋賀県として、今回(令和元年度)初めての取組

2.令和元年度の取組について

- a) 対象河川の選定
- b) 公募手続のポイント
- c) 現地整備
- d) 公募結果
- e) 採取・アンケートの結果

a) 対象河川の選定

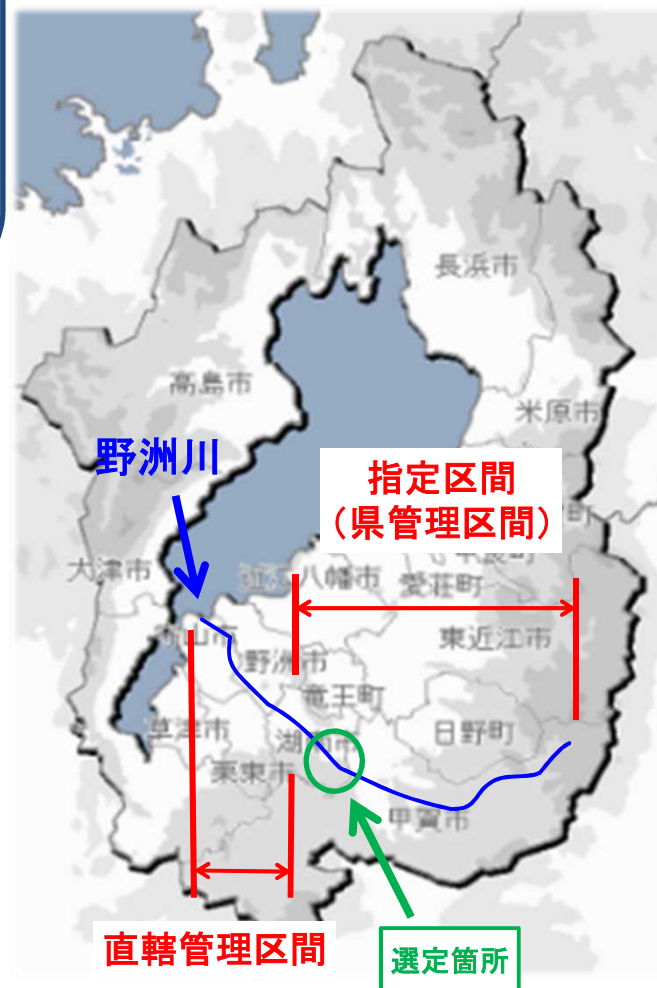
■選定条件

一般の方が安全に作業しやすい環境
(進入、伐採、搬出)

- 規模が大きく、高水敷・中州がある河川
- 進入路・河川内の移動通路が既
にあり、進入が比較的容易な河川

野洲川を対象河川に決定

【樹木の繁茂状況(野洲川)】



a) 対象河川の選定

■ 野洲川の現場状況

- 樹木の繁茂
- 洗掘傾向
- 安定した中州の発生

■ 選定箇所

- 既設の進入路(3箇所)
- 既設の河川内に管理車両等が通行できる通路

滋賀県湖南市岩根地先

(新生橋の上流右岸～甲西中央橋の下流右岸)



b) 公募手続のポイント

■河川法第25条に基づく許可

- 河川区域内での河川産出物採取に該当

→河川管理者の許可が必要

- 公募型伐採は公益上の目的のため実施される事業

→河川産出物採取料を免除

■伐採木の使用用途

- 自家消費に限定

(第三者へ有償または販売促進等は無償にて配付する目的の応募は対象外)

b) 公募手続のポイント

■ 区画数

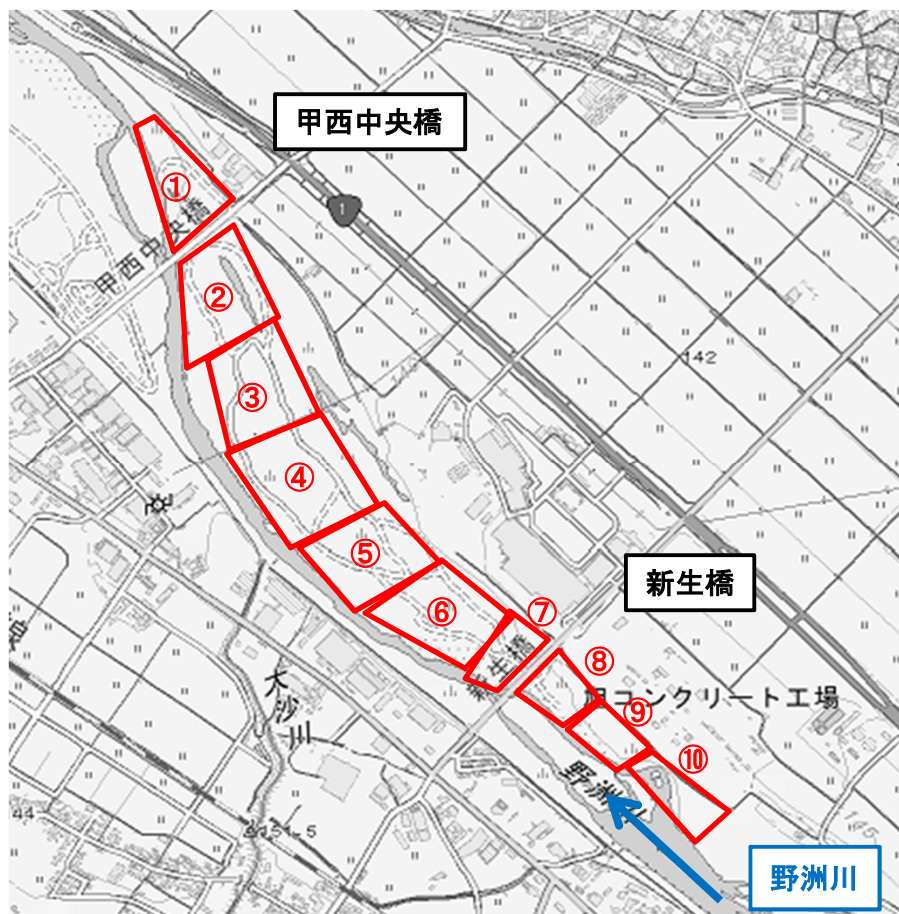
● 10区画

(1区画あたり約20,000～50,000m²)

※ 他事例では区画を設定しないものもあったが、今回の試行では、希望する樹木が重複するなど、申請者同士のトラブルを未然に防ぐため、区画割りを設けた。

■ 伐採者の決定方法

● 先着順に希望順位の高い方から1区画を割り当て



b) 公募手続のポイント

■ 応募の周知期間

● R元.9.11～

■ 質問受付期間

● R元.9.11～R1.9.30^{注)}

■ 応募の受付期間

● R元.10.1～R元.10.11^{注)}
(11日間)

注) 予定区画に達した時点で公募は終了。
公募区画の空きがある場合は、締切日
以降も延長して受け付ける。

■ 採取期間

● R元.11.22～R2.2.28
(約3か月間)

※ 休日作業日を設定

① R元.12.8(日)、② R2.1.19(日)

b) 公募手続のポイント

■ハリエンジュ(ニセアカシア)の取り扱い

- 伐採木の種類に侵略的外来種^{注)}のハリエンジュ(ニセアカシア)が含まれている場合には、**使用用途を分布の拡大につながることのないもの(燃烧やチップ化など)に限定。**

注)環境省・農水省が2015年に公表した「我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト」(生態系被害防止外来種リスト)では、「産業管理外来種」とされており、利用においては分布拡大につながることのないよう、適切に管理することが求められている。

【伐採対象の樹木例】



b) 公募手続のポイント

■ 周知方法

- 近隣区長への事前説明
- 県および甲賀市・湖南市のHP掲載
- しらしがメール・しらしがLINE(しらせる滋賀情報サービス)
- チラシの掲示・配布
- 報道機関への情報提供

【県HP】



【しらしがメール・しらしがLINE】



【チラシ】



c) 現地整備

■ 通路の整備

- 既設の通路はあるが
凸凹で走行性・作業性が
悪い箇所がある



ブルドーザーでの整地

- 既設の通路から樹木の
群集まで遠い箇所がある



樹木にアプローチしやすくなる通路を新設



c) 現地整備

■ 区画の整備

- 地図上では区画割を設けているが、現地での区画境界が不鮮明



区画の境界を明示する
通路沿いに看板を設置



- 樹木の伐採時に伐採者にとって不要な枝葉が発生



1箇所/区画以上の集積場所を設け、看板を設置



集積場所

d) 公募結果

■ 応募総数

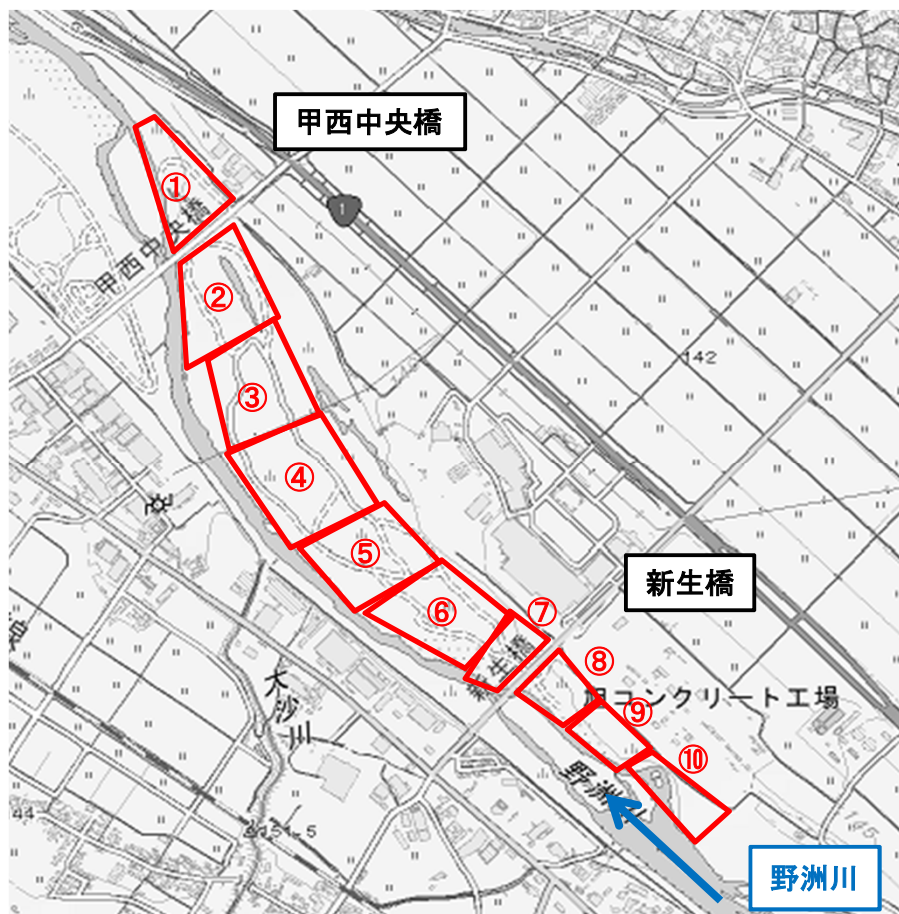
- 10区画に対し、14名（持参5名、FAX9名）の応募

■ 区画の決定通知

- R元.10.18

■ 河川法の許可申請期限

- R元.11.1



e) 採取・アンケートの結果

■採取期間

●R元.11.22～R2.2.28

※ 休日作業日

①R元.12.8(日)



②R2.1.19(日)



e) 採取・アンケートの結果

■採取結果

- 通路沿いなどにおいて一定量の伐採をされた。
(区画によっては、通路から遠い樹木は手付かずで残存)
- 伐採者の伐採能力や区画ごとの樹木の大きさ・本数にバラツキがあり、区画内全ての樹木を伐採してもらうことは難しい。

【採取期間後の現地状況】



e) 採取・アンケートの結果

■アンケートの結果

●公募をどのように知りましたか。

→インターネット(県HP・メール等)と口コミとが半数ずつ

●希望する樹種はありますか。

→薪ストーブに使用できる広葉樹の希望が多い

●伐採時期はいつ頃が適当ですか。

→今回の同時期(秋～冬)が適当

●その他のご意見・聴き取り結果

- ・平日作業が困難で、土日作業の希望(休日設定があり、好評)
- ・先着順でなく、全区画抽選を希望
- ・枝葉の集積を増やし、道沿いも可としたことが好評

3.まとめ

■取組の評価

●成果について

- ・事故等の報告もなく、無事に試行を終了することができた。
- ・既設の進入路があったが試行前に通路を追加し、通路沿いなどにおいて一定量の伐採をしていただいた。
- ・当試行により、官民連携の推進(民間活力の利用)などを図ることができた。

●課題について

- ・伐採者の伐採能力や区画ごとの樹木の大きさ・本数にバラツキがあり、区画内全ての樹木を伐採してもらうことは難しい。

■今後の取組

- 制度の改善など取組の推進を図るため、令和2年度も試行を継続。